

岸和田市立東光小学校 PTA 規約

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、岸和田市立東光小学校 PTA（略称東光 PTA）と称する。

第2条（目的）

本会は、会員相互が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図るとともに、会員相互の親睦を図り、教養を高めることを目的とする。

第3条（性格）

本会は、学校教育の促進を本旨とする民主的団体で、政党的・宗派的・営利的な色彩を一切もたず、自主独立のものであって、他の社会的な諸団体と協力はするが、それらの支配や干渉を受けるものではない。また、教育上の問題や学校の管理（物的・人的・教育課程）について意見交換をするが、不当に干渉しない。

第4条（事業）

本会は、その目的達成のため下記の事業を行う。

- (ア) 家庭、学校及び地域社会との緊密な連携によって、児童の健全育成に努める。
- (イ) 児童をとりまく教育環境及び施設の充実と改善に努める。
- (ウ) 会員相互の親睦を図り、社会の進展に即応するために学習し、教養を高める。
- (I) その他本会の目的達成に必要な事業を行う。

第2章 会員

第5条（会員）

1. 本会には、以下が加入することができる。
 - (ア) 本学校に在籍する児童等の保護者
 - (イ) 本学校に勤務する教職員
 - (ウ) 会員以外でも、本会の目的及び活動に賛同する者は、各事業に参加することができる。
2. 会員は、全て平等の義務と権利を有する。
3. 本会の会員は、岸和田市 PTA 協議会・泉南地区 PTA 協議会・大阪府 PTA 協議会及び日本 PTA 協議会の会員となる。

第3章 役員

第6条（役員）

本会に次の役員を置く。

会長	1名	保護者
副会長	2名	保護者
書記	2名	保護者と教職員
会計	2名	保護者と教職員
総務委員	3名	保護者

※男女の人数に偏りが無いことが望ましい。

※総務委員は、市PTA協議会役員選出年度に限り4名とすることができる。

第7条（役員の任務）

1. 会長は本会を代表し、会務を統括し、総会・運営委員会を招集し、運営委員会の議長となり、総会の議決事項を執行する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その任務を代行する。
3. 書記は、総会及び運営委員会の議事を記録、保管する。
4. 会計は、すべての収入支出を記録し、その記録と領収書を保管し、会計簿は常に会員の閲覧に供え、年度末並びに定期総会に報告して承認を受ける。
5. 総務委員は、PTA活動の企画・運営を担う。

第8条（役員の任期）

1. 役員の任期は、PTA総会後に就任して1カ年とする。但し、任期満了後も新役員の就任までは、その任期を続行する。
2. 役員は、止むを得ない場合、留任を妨げない。但し、教職員から選出した役員は、この限りではない。

第9条（役員の選出）

1. 役員は、会員の中より選出する。
2. 次年度の役員は、現行の役員が決定する。
3. 次年度の役員候補者を定めるにあたり、会員の中より立候補者を公募する。
4. 立候補者を含め、本人の同意を得たうえで、会員の中より指名する。
5. 役員立候補者がその定員を超えた場合は、その定員を超えた役職についてのみ、会員の書面投票による選挙を実施し、最多得票者から順に選ぶものとする。この場合、現行の役員は役員選挙管理委員となる。
6. 指名された役員候補者の氏名を、総会までに全会員に通告する。
7. 選挙により選出された役員を除き、指名された役員候補者は、総会において承認されなければならない。

8. 公職選挙法により選ばれた公職者は、この会の役員になれない。

第10条（役員の補充及び解任）

1. 会長に欠員を生じた時は、副会長の内から運営委員会で選任する。
2. 会長以外の役員に欠員を生じた時は、PTA 会員である保護者の中から兼務する者を運営委員会で選任する。
3. 任期は、前任者の残任期間とする。
4. 役員として、ふさわしくない行為があった場合、その役員は、総会の議決により解任されることがある。

第4章 運営委員会

第11条（運営委員会）

1. 運営委員会は、本会の役員と校長、教頭及び教職員若干名で構成される。
2. 本委員会の協議状況を各学級に連絡の必要ある時、又はより広く意見を聞く必要があると認められた時は、随時会長が教職員若干名を招集することができる。
3. 運営委員会の内容
 - (ア) 第2条に示した目的に応じて、PTA 活動計画を審議、企画・運営する。
 - (イ) 総会に提出する予算案の編成と報告書並びに議事日程を作成し、総会の事務を運営する。
 - (ウ) その他総会で委任された事項を処理する。
 - (エ) 原則として毎月1回開催する。
 - (オ) 会長を議長とする。
 - (カ) 必要と認められるPTA 活動や学校行事について、会員に対しボランティアを募る。

第5章 会計監査

第12条（会計監査の選任及び任務）

1. 監査は、前役員の中より（現役員を除く）選出する。
2. 監査の定員は、2名とする。
3. 監査は、随時、会計帳簿等を審査し、その結果を総会及び運営委員会に報告する。
4. 監査の任期は1カ年とし、PTA 総会後に就任する。
5. 監査に欠員を生じた時は、運営委員会で選任する。任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 総会

第13条（総会）

1. 定期総会は、毎年、予算・決算の報告を行うことを原則とする。

2. 臨時総会は、会長または運営委員会で必要と認められた時並びに会員の5分の1以上の要望のあった時は、半月以内に開催する。
3. 総会の定数は、正会員の5分の1とする。但し、出席不能の場合は、委任状を会長に提出した数で、出席数に換算することができる。
4. 総会を開くには、3日以前に議事の内容を明示して、全会員に通知しなければならない。
5. 議長は、総会で選任する。
6. 総会の議決は、多数決による。可否同数の時は、議長が決定する。
7. 総会で諮る事項
 - (ア) 事業報告
 - (イ) 予算の議決及び決算の承認に関する事項
 - (ウ) 規約の改廃に関する事項
 - (エ) 役員選任
 - (オ) その他

第7章 会合その他

第14条（会合）

1. 本会の活動に関する会合は、その責任者を明記し、随時、開くことができる。但し、事前・事後に書記（教職員）に報告しなければならない。

第15条（会計年度及び会費等）

1. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。
2. 本会の経費は、会費等の収入をもって充てる。
3. 本会の会費は、1家庭月額300円とする。但し、特別の事情のある場合で、会長と校長の合意で認められた者は会費を免除することができる。

第16条

本規約の改廃は、総会で3分の2以上の賛成により改正することができる。

第17条

本規約施行に必要な内規は、運営委員会で別に定めることができる。

第18条（代理及び兼任の禁止）

1. 役員の代理は、認められない。
2. 役員の兼務、役員と会計監査の兼任は認められない。

付 則

(施行日)

本規約は、昭和58年5月1日から施行する。

但し、次期役員、会計監査の選出等は施行以前、本則によって行う。

(経過措置)

本規約は、平成6年4月26日から施行する。(会則の一部改訂)

本規約は、平成11年5月1日から施行する。(ただし、第12条の改正規定は、平成12年5月1日から施行する。)平成11年度役員等の選出については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、会計監査として選出した者は総務委員とみなす。

本規約は、平成17年5月1日から施行する。(平成17年4月26日会則の一部(第11条の1)改正)

本規約は、平成25年4月23日から施行する。(第8条の2、第10条の2改定)

本規約は、平成29年4月28日から施行する。(第6条の一部改正)

本規約は、令和2年6月9日から施行する。(第6条の一部改正)

本規約は、令和5年4月28日から施行する。(第1条、第2条、第5条の一部改正)

本規約は、令和5年4月28日から施行する。(第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第13条、第14条、第15条、第16条、第20条の一部改正、第11条及び第12条の削除)

PTA の組織と運営に関する内規（令和 6 年度）

岸和田市立東光小学校 PTA

1. PTA 運営委員会

- (1) 役員、校長、教頭、及び担当教職員で構成する。
- (2) 各事業の企画・運営について計画案を審議する。
- (3) 定例会は、毎月 1 回開くことを原則とする。（8 月・2 月は除く）

2. その他

- (1) 選出除外について
役員（2 年間務めた場合）は次年度から 6 年間、選出を免れることができる。
- (2) 総務委員について
総務委員は、PTA 活動の広報を担う。